

国自技第153号の4  
国自情第80号の4  
平成21年9月7日

(社)全日本トラック協会 会長 殿

国土交通省自動車交通局技術安全部  
技術企画課長  
自動車情報課長

## 道路運送車両法の一部改正(地方税法等の一部を改正する法律 附則第22条に基づく改正)に伴う自動車税等の納税確認について

標記については、自動車税の滞納者が納税確認を行わない構造等変更検査を受検し、自動車検査証の有効期間を更新している実態に鑑み、都道府県より構造等変更検査時にも自動車税の納税確認を行うことについて強い要請があり、「地方税法等の一部を改正する法律」(平成20年法律第21号)が公布され、同法附則第22条の規定に基づく道路運送車両法(昭和26年法律第185号、以下「車両法」という。)の一部改正が平成22年4月1日から施行されることとなりましたので、下記事項について貴会傘下会員に対して周知方お願いします。

### 記

#### 1. 車両法第97条の2第1項関係

検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車に係る取扱いは従来通りであるが、登録自動車については、継続検査時のみならず構造等変更検査時においても自動車税の滞納がないことを証する書面の提示をしなければならないこととなった。

#### 2. 車両法第97条の2第3項関係

改正前の車両法第97条の2第3項においては、同条第1項の納税確認時に自動車税又は軽自動車税の滞納が確認された場合には、「継続検査をしない」と定められていたが、当該規定を自動車重量税、放置違反金等の納付確認と同様に、「自動車検査証の返付をしない」に改めることとなった。